



高橋司法書士事務所

〒132-0003

住所 東京都江戸川区春江町 2-33-7 椿司法ビル 2 階

TEL (代表) 03-5664-2332 Fax 03-6323-4839

TEL 03-6310-1878

URL <http://www.takahasi-office.com/>



コラム



半年前くらいの話になりますが、雑誌の読者アンケートで自分の趣味を記載する欄に何を書くか悩んでいたら、そういえば自分には特筆すべき趣味が無いと気づきました。

そこで、新しい趣味を持つと思い色々と考えました。カメラ、美術館巡り、サーフィン、サイクリング、釣り等、もろもろ熟考の結果、ピアノを 1 から始めようと思い立ち、勢いで電子ピアノ（81 弦のヤマハ製）を購入しました。もちろん楽譜は一切読めません。

ピアノを選んだ理由は、部屋で弾きたいときに弾ける（もちろん近所迷惑にならないようにヘッドフォンをつけます）、あと、ショッピングモールの楽器屋さんとかで、試し弾きできるピアノでいきなり弾き始めたら目立てると思ったからです。笑

ところが、半年前に勢いで購入したピアノですが、3,4 回引いただけで現在ソファの下で眠っている状態です。笑 3 万円以上出したにも関わらず数回しか弾いてないのは、あまりにも勿体無さすぎなので、今月からちょくちょく弾き始めたいと思っている所存です。

高橋事務所 山田

家族信託（民事信託）について

1. 家族信託とは

信託は、信じている人に財産を移転してこれを管理運用し、さらにはその財産を与えたい人にその仕組みの中で給付し、承継させるという制度です。

この仕組みが、新しい信託法によって、一般の人、特に家族のための民事信託（家族信託）として幅広く活用できるようになったものです。

家族の生活を支援し、さらには財産を承継するための信託です。

信託を活用すべきケース 1

高齢者の増加に伴って、認知症を発症する方が増えています。一説によると 85 歳以上の方では 25% の方が認知症になると言われております。

認知症になると困るのが、財産管理や相続対策です。特に、生前贈与や土地活用などに代表される

相続対策が出来なくなるからです。

更に平成 27 年 1 月からは相続税の基礎控除が引き下げられて増税になります。

認知症を発症した後の財産管理の制度として、「後見制度」がありますが、後見制度では生活費等の支出については対応できますが、相続対策のための財産活用は一切できなくなります。

そこで、今注目されている家族信託の制度を利用すれば将来、認知症を発症したとしてもゆっくりと財産管理活用をすることができるようになります。

信託を活用すべきケース 2

実際に相続が発生した場合を想定して検討します。

父が他界し、先祖代々の資産を長男及び次男が資産を相続しました。

亡父は生前に先祖代々の資産は、自分の直系の子孫に承継してもらいたいと常々こぼしていました。次男には妻はいますが子供がいませんでした。

その後次男が他界した場合、先祖代々の資産は次男の妻と妻の兄弟姉妹に相続されてしまいます。そこで、家族信託の制度を利用していれば、例えば次男が亡くなった場合には長男の子供に承継できるよう連続信託契約を結ぶことで、亡父の意思を受け継ぐことができます。

信託財産の独立性

信託財産は、委託者が受託者に託した受託者に属する財産であって、信託により管理又は処分をすべき一切の財産とされている。

信託は、その効力が発生すると財産が受託者に移転し、これにより受託者は信託財産の名義となる。従って、受託者は信託財産を自己の固有財産と区別して管理しなければならない義務を負う一方で、信託財産は、委託者からも、受託者からも、さらに受益者からも独立した、誰のものでもない財産という特殊な財産となるのである。

信託財産の特殊性から、法律はさまざまな規律を設けている。

◎信託財産に属する財産に対する強制執行等の制限がされること（法 23 条）

◎信託財産に属する債権等について相殺の制限がされること（法 22 条）

◎信託財産に属する財産についての混同の特例があること（法 20 条）

◎受託者が破産しても信託財産が破産財団に属さないこと（法 25 条）

◎受託者の死亡により任務が終了した場合には相続財産から排除されること（法 74 条）

様々なケースに応じて臨機応変に対応できる新しい民事信託制度の利用を検討してみたいかでしょうか。



※配信停止ご希望の方は、お手数ですが当方事務所までご一報お願い申し上げます。

※本号以外の配信について、いつでも対応いたしますのでご希望の方はご一報お願い申し上げます。

当方事務所の主な業務案内

1. 不動産登記全般（売買・贈与・相続・担保権抹消・設定ほか）
2. 会社・法人登記全般（設立・役員変更・資本増加減少・解散・社団財団法人・合名、合資、合同会社ほか）
3. 相続手続き全般（遺産分割・相続放棄・遺言書作成・遺留分減殺ほか）
4. 成年後見業務・任意後見業務
5. 民事訴訟手続き（過払い金請求訴訟、建物明渡請求訴訟、貸金請求訴訟）
6. 裁判所提出書類作成業務・家事事件手続き